

住宅安心保険

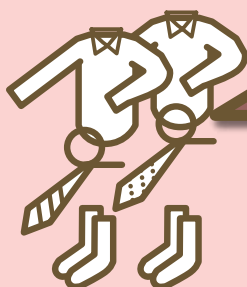
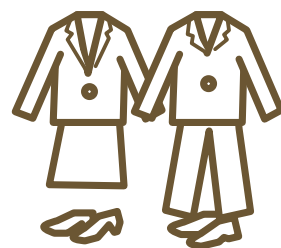
日新火災

TOKIO MARINE
GROUP

総合型

火災などの様々なリスクからあなたの住宅や家財を守ります。

2026年10月改定



大切な住宅や
家財を守る
火災保険です。



日新火災は「住宅安心保険」で お客さまの大切な住宅や家財を守ります。

「住宅安心保険」は、日新火災の総合型火災保険です。火災リスクをはじめ、風災・水災などの自然災害リスク、盗難・水ぬれなどの日常災害リスクなどによる建物や家財の損害を幅広く補償します。また、オプションにより日常生活における賠償事故など家庭をとりまくリスクに備えることができます。

基本補償

以下の事故で被った損害に対して保険金をお支払いします。



具体的にどのような状況のとき？

具体的な事故例 → P.03 04







火災などに関する事故

- ①  火災
- ②  落雷
- ③  破裂・爆発

自然災害に関する事故

- ④  風災・雹災・雪災
自己負担額を0円で設定した場合でも、保険の対象に築15年以上の建物または建築年不明の建物を含む場合、自己負担額は保険の対象ごとに5万円 → P.10
- ⑤  水災
床上浸水等の条件を満たさない損害は対象となりません。 → P.15
水災には、台風、暴風雨などによる土砂崩れを含みます。 → P.10

その他の事故

- ⑥  建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊等
- ⑦  騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- ⑧  水ぬれ
自己負担額を0円で設定した場合でも、保険の対象に建物を含む場合、自己負担額は保険の対象ごとに5万円 → P.10
自然劣化による雨漏りの損害は補償の対象となりません。給排水設備自体に発生した破損等は⑩の事故になります。
- ⑨  盗難
- ⑩  通貨・預貯金証書の盗難
保険の対象が家財の場合
- ⑪  破損・汚損等
自己負担額を0円で設定した場合でも、自己負担額は保険の対象ごとに5万円 → P.10

事故に伴う費用

-  臨時費用保険金
-  残存物取片づけ費用保険金
-  失火見舞費用保険金
-  修理付帯費用保険金
-  特別費用保険金
-  損害防止費用
-  地震火災費用保険金

※上記はオプションのセットにより補償対象外とすることができる場合があります。 → P.05 ※保険金のお支払条件や支払限度額等は… → P.15 ~ 18
※自己負担額(免責金額)は、0円、5万円、10万円のいずれかで設定いただけます。 → P.10

地震保険

地震による火災、損壊、流失などの損害は地震保険で！

地震保険 → P.06

地震による火災、損壊、流失などの損害は「住宅安心保険」だけでは補償の対象となりません*。「地震保険」をあわせてご契約ください。

*地震火災費用補償特約では、保険金をお支払いする場合があります。

※1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・美術品等は地震保険の対象となりません。

-  地震が原因の火災
-  地震が原因の損壊・埋没など
-  地震が原因の津波・洪水などの水害

オプション

より充実した補償にするためにおすすめします。

ご希望にあわせてオプションをお選びいただくことができます。

「住宅安心保険」って他に何を補償できるの？

主なオプション → P.05

 自転車
個人賠償責任総合補償特約
自転車で他人にぶつかりケガを负わせてしまった

 火災
類焼損害補償特約
火災の延焼で隣家を焼損させてしまった

など

保険の対象

住宅安心保険の保険の対象は、次のいずれかからお選びいただけます。

保険の対象・用法 → P.07

-  建物と家財
-  建物のみ
-  家財のみ

※建物は、住宅および併用住宅(店舗兼住宅等)が対象です。 ※建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。
※家財のみのご契約では、建物の損害は補償されません。

ぜひ「建物と家財」のご契約をご確認ください

○思っている以上に家財は高額です！

例えば、4人家族(大人2人+子供2人・世帯主年齢40歳前後)の場合、家財の再購入に要する金額の目安は1,350万円にもなります(2022年4月現在)。

保険金額の設定方法 → P.09

○「建物と家財」のご契約に地震保険をプラスして充実補償を！

地震発生後、建物に被害がなくても、家財のみが損害を受ける場合があります。

割引制度

ご契約内容等に応じて保険料が割引になります。

地震保険の割引 → P.06

指定工務店割引 → P.07

S評価割引 → P.07

1年自動継続割引 → P.11

サポート

サポート体制も充実しています！

ご利用いただけるサービス → P.13

すまいのサポート 24

リフォーム相談サービス

暮らしのトラブル相談サービス

長期優良住宅の維持保全サポートサービス

医療のサポート 24

ご契約内容に変更が生じた場合 → P.13

事故が発生した場合 → P.13

補償別の事故例

建物・家財別の主な例

建物	家財
<p>火災により建物が燃えてしまった。 留守中、家電製品のショートにより居間から出火。建物が全焼してしまった。</p> <p>落雷</p> <p>破裂・爆発</p>	<p>落雷によりテレビの基盤がショートし、壊れてしまった。 ガス爆発により、台所用品が壊れてしまった。</p>
<p>竜巻により、屋根の一部がはがれ落ちてしまった。 豪雪により、屋根が破損してしまった。</p> <p>風災・雹災・雪災</p>	<p>台風により建物の窓ガラスが破損し、室内に雨が入りこみ、家電製品が壊れてしまった。 ※窓の閉め忘れによる場合、補償の対象となりません。 豪雪により、屋根が破損した際、雪が天井から室内に入り込み、家電製品が壊れてしまった。</p>
<p>豪雨により、床上浸水が発生し、壁や床に損害が生じてしまった。 台風時の河川決壊により、建物が流されてしまった。 集中豪雨により裏山で土砂崩れが発生し、建物が流されてしまった。</p> <p>水災</p>	<p>床上浸水が発生した際、1階の家電製品、家具などが壊れてしまった。</p>
<p>自動車に当て逃げされ、塀が壊れてしまった。 ボールが飛んできて、窓ガラスが割れてしまった。</p> <p>建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊等</p>	<p>自動車の飛び込みにより、建物内の家財が壊れてしまった。</p>
<p>自宅2階床下の給排水管からの漏水により、1階の天井の張替えが必要となった。</p> <p>水ぬれ</p>	<p>給排水設備に生じた事故により、水ぬれが発生し、家電製品が壊れてしまった。</p>
<p>※自己負担額を0円で設定した場合でも、保険の対象に建物を含む場合、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。 ※自然劣化による雨漏りの損害や、給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません(不測かつ突発的な事故により給排水設備自体に生じた損害は「破損・汚損等」の事故となります。)</p>	
<p>盗難の際にドアのカギ穴、窓ガラスや網戸が壊されてしまった。</p> <p>盗難</p>	<p>室内の家電製品が盗まれてしまった。 ※警察への届出が必要です。</p>

建物・家財別の主な例

建物	家財
<p>室内で子どもが遊んでいて、誤って建物のガラスを割ってしまった。 水道管が凍結し、破損してしまった。</p> <p>破損・汚損等</p>	<p>通貨・預貯金証書の盗難 ※保険の対象が家財の場合 ※警察への届出が必要です。</p> <p>室内に置いてあった現金が盗まれてしまった。 盗まれた通帳から現金がおろされてしまった。</p>
<p>室内で子どもが遊んでいて、誤って建物のガラスを割ってしまった。 水道管が凍結し、破損してしまった。</p>	<p>室内で掃除中、誤って鏡台を壊してしまった。 室内でテレビを移動中、誤って落とし、壊してしまった。</p>
<p>自己負担額を0円で設定した場合でも、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。P.10</p>	

※この事故例は一例です。また、保険金をお支払いできない場合に該当することもありますので、ご不明な点については、取扱代理店または当社にご照会いただくか、ご契約のしおりをご参照ください。

事故が起きた際、損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

費用保険金の例

地震火災費用保険金 <すべてのご契約に地震火災費用補償特約が自動セットされます。>

- 地震、噴火またはこれらによる津波が原因で発生した火災により、保険の対象である建物または家財が半焼以上の大きな損害を受けた場合に、費用保険金をお支払いします。
- 避難後の生活再建にかかる費用や、応急的な修繕費用の出費などに幅広くご活用いただけます。

【お支払いする保険金の額】
保険金額^(注1)の5%(1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度)

【保険金のお支払い対象となる損害】

建物 半焼以上^(注2)
家財 家財を収容する建物が半焼以上^(注2)または家財が全焼^(注3)

(注1) 保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。
(注2) 建物の主要構造部の火災による損害額が新価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積の割合がその建物の延床面積の20%以上となった場合
(注3) 火災による損害が新価額の80%以上となった場合

保険金をお支払いできない事故例

⚠️ こんなときは保険金をお支払いできません。

<p>ご契約者、被保険者の故意</p> <p>ご契約者または被保険者がわざと起こした事故による損害</p>	<p>敷地外にある家財の盗難</p> <p>「持ち出し家財補償特約」をセットしていただくことにより、補償の対象となります。</p> <p>保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難</p>	<p>戦争、外国の武力行使</p> <p>戦争、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動による損害</p>
<p>地震、噴火等が原因の火災、損壊、流失等</p> <p>「地震保険」をご契約いただくことにより、補償の対象となります。</p>	<p>自然の消耗または劣化、さび、かび</p> <p>保険の対象の自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、腐敗等によって生じた損害</p>	<p>火災などにより自動車^(注)に生じた損害</p> <p>自動車^(注)は「住宅安心保険」の保険の対象となりません。 (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。</p>

主なオプション

信頼できる優良工務店による修理の手配と保険金のお支払をワンセットでご提供します！

指定工務店特約



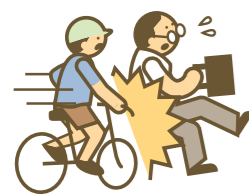
火災、風災等の事故により建物に損害が生じたとき、当社が案内する修理業者（指定工務店）が建物の修理を行います。この特約をセットした場合、**建物の保険料が3%割引**となります。

- ◆ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
- ◆地震保険には割引は適用されません。
- ◆大規模な自然災害が発生し、被災した建物が極めて多数になった場合や、建物が全焼となった場合、修理に特殊な工法が必要な場合等の事情が生じたときは、指定工務店をご案内できない場合があります。

「自転車運転中に他人と接触しケガを負わせた。」「ペットが他人にケガを負わせた。」「子どもが他人の物を壊してしまった。」などの日常生活の賠償事故には

個人賠償責任総合補償特約

示談交渉サービス付



④日常生活において発生した偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり他人の財物（他人からの借用物を除きます。）を損壊したこと、または線路等への立入り等により電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

⑤他人からの借用物（動産）を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します（支払限度額10万円、自己負担額5,000円となります。）。

- ◆**保管物賠償責任補償対象外特約**をセットすることにより、④を補償対象外とすることもできます。
- ◆賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされます。詳細についてはP.16をご参照ください。

「自宅から出火しご近所に延焼してしまった。」「自宅の火災の消火活動により、隣家を水浸しにしてしまった。」などの備えに

類焼損害補償特約



保険の対象である建物（建物内の動産を含みます。）または家財（これを収容する建物および同建物内の動産を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発によって、他人の住宅が類焼した場合、新価額を基準にその損害を補償します。ただし、別の物件から類焼してきた火災、破裂または爆発は除きます。

- ◆保険の対象が法人所有の建物および家財の場合、類焼損害補償特約をセットすることができません。
- ◆個人賠償責任総合補償特約をセットまたは他の個人賠償責任保険等をご契約いただいていることが条件となります。ご契約の有無等を確認させていただきます。

突然の火災で家が使えない...

仮住まい費用補償特約



火災などの事故や偶然な事故による停電・断水などにより、仮住まいに移ることになった場合の仮住まいの賃借費用、宿泊費用やペットホテル費用などを補償します。

賃貸住宅にお住まいの方へおすすめします！

借家人賠償責任・修理費用総合補償特約

示談交渉サービス付



⑥不測かつ突発的な事故により借用中の住宅に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します（火災のほか、漏水事故なども補償の対象となります。）。

⑦不測かつ突発的な事故により借用中の住宅に損害が生じ、賃貸借契約に基づいて修復したときの修理費用を補償します（支払限度額300万円となります。）。

- ◆賠償事故の解決に関する特約が自動的にセットされます。詳細についてはP.17をご参照ください。

外出中の大切な持ち物を補償するには

持ち出し家財補償特約

※家財をご契約いただいた場合のみ



保険証券記載の建物の敷地内から一時的に持ち出した家財に生じた損害を補償します。

- ◆火災、盗難などのほか、破損・汚損等の損害も補償します。ただし、水災による損害は補償の対象となりません。
- ◆通貨・預貯金証書は、盗難の場合にのみ補償します。
- ◆支払限度額30万円（通貨の盗難は10万円）、自己負担額3,000円（通貨・預貯金証書は0円）となります。
- ◆保険の対象が高額貴金属等の場合、お支払いする保険金の額は、保険の対象の時価額によって定めます。

歩行中、後ろから走ってきた自転車とぶつかりケガをした。治療費を払ってもらえないので、弁護士に相談したい...

被害事故弁護士費用等補償特約



被保険者が不測かつ突発的な事故により、身体に障害を被ったり、保険の対象である建物または家財が損害を被ったことにより、被保険者等が負担した弁護士費用または法律相談費用を補償します（支払限度額・保険期間中300万円）。

- ◆保険期間が1年を超える契約については、保険年度ごとに支払限度額が適用されます。
- ◆被保険者が法人の場合は、この特約をセットすることができません。

※その他、ご契約内容に応じて自動的にセットされる特約があります。詳細についてはP.15~18をご確認ください。

希望されない補償がある場合は以下のオプションをセットすることにより補償対象外とすることができます。

⇒その分保険料が割安に！

- ①風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償対象外特約
- ②水災危険補償対象外特約
- ③落下、飛来および衝突危険補償対象外特約
- ④水濡れ危険補償対象外特約
- ⑤盗難危険補償対象外特約
- ⑥通貨・預貯金盗難危険補償対象外特約
- ⑦破損・汚損等危険損害補償対象外特約
- ⑧臨時費用保険金補償対象外特約
- ⑨特別費用保険金補償対象外特約

- ◆ご契約条件によっては、保険料が割安とならない場合があります。
- ◆①風災・雹（ひょう）災・雪災危険補償対象外特約およびその他の特約は、ご契約条件によってはセットできない場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問合せください。

地震に対する備えは「地震保険」で

地震保険の詳細については、取扱代理店または当社までお照会ください。

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、流失などの損害は「住宅安心保険」だけでは補償の対象となりません*。「地震保険」をあわせてご契約ください。
*地震火災費用補償特約では、保険金をお支払いする場合があります。



地震が原因の火災



地震が原因の損壊・埋没など



地震が原因の津波・洪水などの水害

地震保険のお支払保険金

損害の程度 ^(注1)	認定の基準 ^(注1)		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	建物の時価額の50%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険保険金額の100% (時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険保険金額の5% (時価額の5%が限度)

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12.0兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12.0兆円の割合によって削減されることがあります（2026年4月現在）。

（注1）損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、その地域に所在する建物または家財については地震保険の新規契約または増額契約はご契約いただけませんのでご注意ください。

地震保険のご契約にあたって

地震保険の対象となるもの	地震保険の保険金額	地震保険のお申込み	保険金をお支払いできない主な損害
建物 居住用の建物（店舗や事務所等のみで使用されている建物は除きます。） 家財 居住用の建物に収容されている家財（自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類などは除きます。）	地震保険の保険金額は「住宅安心保険」の保険金額の30%～50%の範囲内でお決めいただけます。ただし、他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は区分所有者ごとに限度額が適用されます。	地震保険だけではご契約いただけません。「住宅安心保険」などの火災保険にセットして地震保険をお申込みください。火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただけます。希望される場合には取扱代理店または当社までご連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害 ●地震等の際の保険の対象の紛失・盗難の損害 など

地震保険の割引制度

地震保険には、建物の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引適用の際は、所定の確認資料のコピーのご提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降について適用します。

※割引は重複して適用することはできません。 ※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。

割引名（割引率）	割引適用条件	必要な確認資料 ^(注2) （コピー）
建築年割引（10%）	1981（昭和56）年6月1日以降に新築された建物であること。	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類（建物登記簿謄本、建築確認書等）
耐震等級割引（等級に応じて10%・30%・50%）	住宅の品質確保の促進等に関する法律、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している建物であること。	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」、「共用部分検査・評価シート」、「設計住宅性能評価書」 ②「耐震性能評価書」（耐震等級割引の場合に限ります。） ③フラット35Sの適合証明書または「現金取得者向け新築対象住宅証明書」 ④登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」、「長期使用構造等である旨の確認書」（免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。） ⑤住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるための「住宅性能証明書」 ⑥以下の2つの書類（a.のみ場合は耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。） a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（「認定通知書」、認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」等） b.「耐震等級」または「免震建築物」であることが確認できる「設計内容説明書」等 ※上記の他、登録住宅性能評価機関が作成した書類のうち、免震建築物であることまたは耐震等級を証明した書類であれば、免震建築物割引または耐震等級割引の確認資料となります。
免震建築物割引（50%）	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であること。	
耐震診断割引（10%）	地方公共団体等による耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること。	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号 ^(注3) ）に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書等）

（注2）代表的な確認資料となりますので、詳細については、取扱代理店または当社までお問合せください。

（注3）平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

地震保険料控除制度

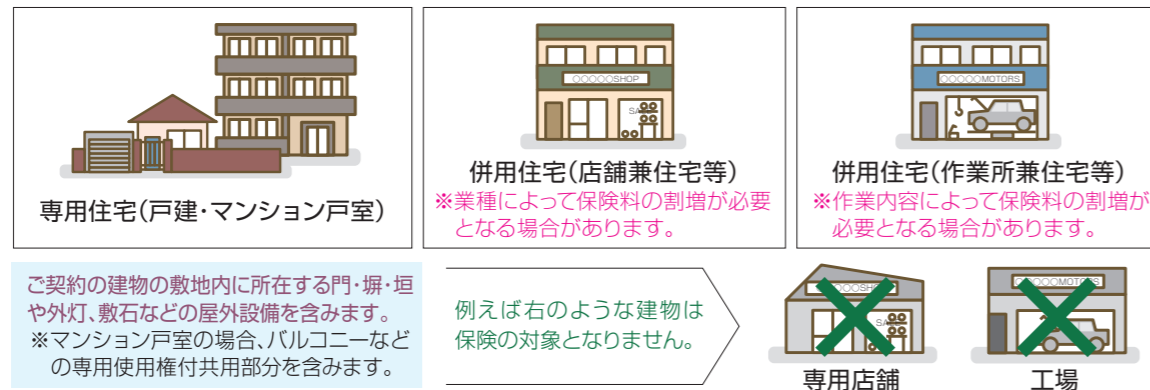
	所得税（国税）	個人住民税（地方税）
地震保険料控除限度額（2026年4月現在）	5万円	2万5千円

保険の対象となる建物や家財についてご確認ください

保険の対象・用法

建物

住宅安心保険では、大きく以下の区分に分類した建物を保険の対象とすることができます。専用住宅以外の場合、その用法もあわせてご確認ください。



築年数によって保険料が変わりますので必ず建築年月をご確認ください。(建築年月が確認できない場合、実際の建築年月の保険料と異なる場合があります。)

3%割引 指定工務店割引 ▶ **指定工務店特約をセットすることで、建物の保険料が3%割引になります。** ▶ **指定工務店特約 P.05**

※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
※地震保険には割引は適用されません。

5%割引 マンション区分所有者向け **S評価割引**

マンション管理士による診断(注1)の結果、最も高い「S評価」を獲得したマンションにおいて、区分所有者の方が居住戸室をご契約する場合、建物の保険料が5%割引になります。割引の適用方法、条件等詳細は取扱代理店または当社までご照会ください。

(注1) (一社)日本マンション管理士会連合会により、マンションのメンテナンス状況の診断を行います。割引適用の際は、事前に診断を受ける必要があります。
※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
※地震保険には割引は適用されません。

家財

保険の対象となる家財は、上記建物に収容される家財およびその建物の敷地内の家財となります。また、被保険者の親族の家財も保険の対象となります。

※建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財については建物とは別に保険金額を設定いただき、ご契約ください。
※家財には、敷地内に所在する動産である宅配物および宅配ボックスを含みます。



例えば右のような物は保険の対象となりません。
自動車およびその付属品(自動車の鍵を含みます。) P.01
通貨・切手など
通貨・預貯金証書の盗難は補償の対象となります。

高額貴金属等

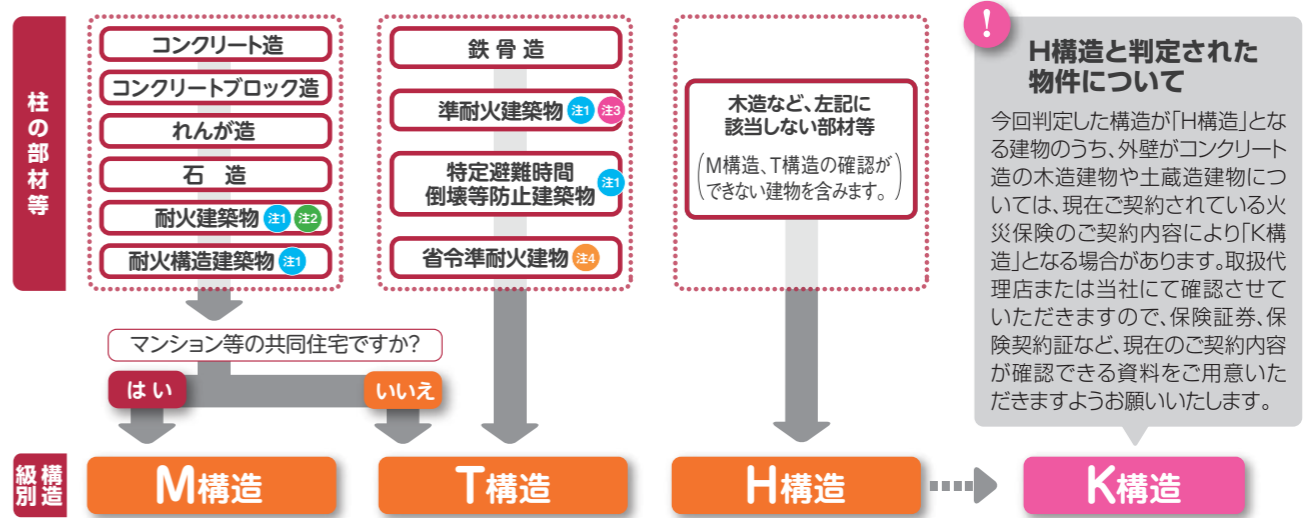
以下的高額貴金属等については、時価額を基準として、1回の事故につき高額貴金属等の保険金額(注2)(注3)を限度にお支払いします。
※家財をご契約いただいた場合に限り、補償されます。
※高額貴金属等は地震保険の対象となりません。

① 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
② 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
(注2) 特にご指定がない場合は100万円となります。500万円または1,000万円に増額して設定することも可能です。
(注3) 「盗難」の事故の場合は1個または1組ごとに100万円が限度、「破損・汚損等」の事故の場合は1個または1組ごとに30万円が限度となります。また、1回の事故につきお支払いする保険金の合計額は、高額貴金属等の保険金額が限度となります。

建物の構造についてご確認ください

専用住宅の構造

お支払いいただく保険料は、保険の対象である建物(または保険の対象である家財を収容する建物)の構造等により決定します。下記フローチャートで建物の柱の部材等からご確認ください。
併用住宅の場合は、別途ご案内しますので、取扱代理店または当社にご連絡ください。



注1 耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物の確認について

① 建築基準法に定められた耐火性能を有する建物であるかどうかの確認を行います。確認資料として**建築確認申請書(写)**をご用意ください。
● 建築確認申請書(写)がない場合は、建築確認済証または建築確認通知書もしくは設計仕様書等で確認できる場合があります。

② 1960(昭和35)年以降2019(令和元)年6月24日以前に新築された4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっている建物は、建築基準法により「耐火建築物」と判定することができます。この場合は確認資料のご提出は不要です。

建築基準法改正(2024年4月1日施行)前の様式

建築基準法改正(2024年4月1日施行)後の様式

チェックがある場合は、耐火建築物となります。

チェックがある場合は、準耐火建築物となります。

チェックがある場合は、耐火建築物となります。

チェックがある場合は、準耐火建築物となります。

チェックがある場合は、耐火建築物となります。

チェックがある場合は、準耐火建築物となります。

注2 「主要構造部*1」が耐火構造の建物または「主要構造部*1」が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準*2に適合する構造の建物」をいいます。
※1 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。
※2 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

注3 「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」をいいます。

注4 省令準耐火建物の確認について
省令準耐火建物とは、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の定める仕様で建てられた、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる性能を有した建物です。
● 同機構の定める「まちづくり省令準耐火構造」は、ここでいう「省令準耐火建物」とは異なりますのでご注意ください。
● この構造は、設計仕様書・建物パンフレット等または住宅メーカー等に確認いただくことで判定します。
● 「建築確認申請書(写)」等では確認することができませんのでご注意ください。



当社継続契約以外のご契約につきましては、耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物・省令準耐火建物となる場合は、確認した資料の写し、またはメーカー・施工業者等の証明書をご提出いただけます。

※上記(注1)(注4)の対象とならない建物で、柱がない建物(壁式構造)については外壁および屋根を判定の基準にします。枠組壁工法建物(2×4等)はH構造となります。その他の壁式構造は壁の構造種類で判定します。
※「鉄骨造一部木造」など、柱が複数の部材で建築されている場合は、耐火性能の低い方の部材を構造判定の基準とします。
※構造級別の判定はM構造、T構造、H構造の順に行います。

保険の対象の評価方法および保険金額の設定方法

建物

建物の評価は、新価基準(同等の建物を再築または再購入するために必要な金額をベースにした評価)によって行います。事故の際に十分な補償を受けていただくためには、建設費などの最新の状況を踏まえた適切な評価額および保険金額の設定が大切です。

	戸建の場合	分譲マンション等の戸室の場合
	 <p>○土地代は評価額には含まれませんので、評価額と土地付建物の購入金額の違いにご注意ください。</p>	 <p>○ご希望に応じて、共用部分の持分割合を専有部分に含めて保険の対象とすることができます。ただし、共用部分は管理組合が一括して火災保険を契約していることが一般的ですのでご注意ください。</p> <p>○購入金額には【専有部分】【建物共用部分の持分割合】【土地の持分割合】が含まれていますので、評価額と購入金額との違いにご注意ください。</p>
新築で建物の建築費用がわかる場合	① 評価額 = 建物の建築費用	① 評価額 = 建物(専有部分)の建築費用
建築後、一定期間が経過している場合で建築費用がわかる場合	② 評価額 = 建物の建築当時の建築費用 × 経過年数に応じた物価変動係数	② 評価額 = 建物(専有部分)の建築当時の建築費用 × 経過年数に応じた物価変動係数
建築費用がわからない場合	③ 評価額 = 当社基準の1㎡あたりの単価 × 延床面積(㎡)	③ 評価額 = 当社基準の1㎡あたりの単価 × 専有部分の面積(㎡)

※戸建の場合、門、塀、垣や車庫等の付属建物の金額は評価額に含まれます。外灯等の屋外設備の金額は評価額に含まれません。

保険金額の決定方法

上記①から③のいずれかの方法で算出された評価額を基準に保険金額を決定します。

評価額が1,500万円の場合 ⇒ 保険金額は1,500万円を設定します。

⚠ 万が一の事故によって修理をしなければならない場合に備えて保険金額は評価額いっぱい設定することをおすすめしますが、ご希望により、評価額の範囲内(評価額の5%~100%)で設定いただくことができます。評価額いっぱい設定しない場合、修理等を行うにあたって自己負担が生じることがありますのでご注意ください。

※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。▶P.06

家財



○家財の評価は、新価基準(同等の家財を再購入するために必要な金額をベースにした評価)によって行います。

○家財の評価額は、以下の家財簡易評価表を基準に、実態に応じた調整を行い決定します。

[2022年4月現在]

世帯主年齢	大人2人	大人2人+子供1人	大人2人+子供2人	単身
25歳前後・未満	520万円	600万円	680万円	310万円
30歳前後	700万円	780万円	870万円	
40歳前後	1,190万円	1,270万円	1,350万円	
50歳前後・以上	1,450万円	1,530万円	1,610万円	

※この表に該当しない家族構成の場合は、1名あたり大人130万円、子供80万円を加算します。

保険金額の決定方法

上記の方法で決定した評価額を基準に保険金額を決定します(100万円単位)。

⚠ 保険金額は万が一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限となりますので、事故が発生した際に十分な補償が受けられるようお決めください。

※地震保険の保険金額の設定方法は、取扱いが異なります。▶P.06

自己負担額(免責金額)の設定および損害保険金の額

自己負担額(免責金額)の設定方法

損害保険金の自己負担額(注1)を設定いただけます。自己負担額を5万円または10万円を設定すると保険料のご負担を軽減できますが、事故の際は保険金から自己負担額が差し引かれますので、慎重にご確認ください。

(注1)1回の事故につき、保険の対象ごと(建物、家財、高額貴金属等ごと)に適用されます。また、一度に複数の種類の事故が発生した場合は、事故の種類ごとに適用されます。

お選びいただける自己負担額(免責金額) **0円** **5万円** **10万円**

お選びいただいた自己負担額にかかわらず、以下のとおり、異なる自己負担額を適用する場合があります。

0円 をお選びいただいた場合

自己負担額0円をお選びいただいた場合でも、下表の事故を補償する契約のときは、事故の種類および保険の対象に応じて、所定の自己負担額が自動的に設定されます。

事故の種類	建物のみ契約 / 建物+家財の契約		家財のみ契約
	建物が築15年以上(注2)の場合	建物が築15年未満の場合	
風災・雹災・雪災	5万円	0円(注3)	0円(注3)
水ぬれ	5万円	5万円	0円(注4)
破損・汚損等	5万円	5万円	5万円

(注2)建築年不明の場合を含みます。

(注3)自己負担額0円をお選びいただいた場合でも、「免責金額変更特約(風災・雹(ひょう)災・雪災危険用・5万円)」をセットすることで、自己負担額を5万円に設定することができます。

(注4)自己負担額0円をお選びいただいた場合でも、「免責金額変更特約(水濡れ危険用・5万円)」をセットすることで、自己負担額を5万円に設定することができます。

5万円 10万円 をお選びいただいた場合

- 通貨・預貯金証書の盗難事故は、常に自己負担額が0円となります。
- ご契約内容によりご選択いただけない場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問合せください。

次の特約の自己負担額(免責金額)は、以下のとおりです。

- 個人賠償責任総合補償特約(保管物賠償責任)の自己負担額(免責金額)は、5,000円となります。
- 持ち出し家財補償特約の自己負担額(免責金額)は、3,000円となります。

お支払いする損害保険金の額

保険の対象ごと(建物・家財)の保険金額を限度に、次の計算式により算出した額をお支払いします。

お支払いする保険金の額 = 損害保険金 = 損害の額(注5) - 自己負担額(免責金額)

(注5)損害の額は、新価額を基準とする修理費により算出します(注6)。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いた額とします。

(注6)「高額貴金属等」は、時価額を基準とします。「高額貴金属等」の場合、「破損・汚損等」のときは1回の事故につき1個または1組ごとに30万円が限度となります。「盗難」のときは1回の事故につき1個または1組ごとに100万円が限度となります。

保険期間などについてご確認ください



ご契約の際には、「保険期間」「保険の対象の所有者・所在地」「保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約等の有無・内容」「保険料のお支払方法」などについてもご確認ください。

保険期間

住宅安心保険

保険期間は1年～最長5年となります^(注1)。1年未満の短期契約も可能です。また、1年間ずつ自動的に継続する方式(1年自動継続方式)^(注2)を選択することも可能です。
^(注1)物件の種類や建物の築年数によっては、1年を超える保険期間はご選択いただけない場合があります。
^(注2)自動継続期間は5年までとなります。
 ※融資返済期間が5年を超える住宅ローン等をご利用のお客さまについては、5年間ずつ自動的に継続する方式(5年自動継続方式)を選択することも可能です。
 ※自動継続方式は、ご契約内容によってお取り扱いできない場合があります。詳細については、取扱代理店または当社へご照会ください。

地震保険

地震保険の保険期間は1年～最長5年となります。住宅安心保険の保険期間の中途からお申込みいただくことも可能です。

1年自動継続割引

1年自動継続方式でご契約いただいた場合、1年ごとに更改手続を行ってご契約を継続するよりも、保険料が**3%割引**になります。
 ※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
 ※地震保険には割引は適用されません。

毎年のお手続が不要です!

保険の対象の所有者および所在地

所有者

● 保険の対象の所有者(被保険者)を必ずお申出ください。

所在地

● ご契約者の住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、必ず両方の所在地をお申出ください。
 ● マンションやアパート等の場合は、建物名称・部屋番号もあわせてお申出ください。

重複する契約

他の保険契約・共済契約をご契約されていませんか?

- 保険の対象となる建物や家財について、既に他の保険契約・共済契約をご契約の場合は、必ずお申出ください。重複して契約すると十分な補償が得られない場合や保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- 住宅金融支援機構(旧 住宅金融公庫)等の特約火災保険をご契約されている場合は、事前にお申出ください。住宅安心保険をご契約いただけない場合がありますのでご注意ください。

補償の重複

個人賠償責任総合補償特約、被害事故弁護士費用等補償特約等のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご確認ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

住宅安心保険の特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任総合補償特約	自動車保険の日常生活賠償責任補償特約 日常生活傷害補償保険の個人賠償責任危険補償特約
持ち出し家財補償特約	日常生活傷害補償保険の携行品損害補償特約
被害事故弁護士費用等補償特約	自動車保険の被害事故弁護士費用等補償特約 日常生活傷害補償保険の弁護士費用・法律相談費用補償特約

保険料のお支払方法をご確認ください



お支払方法

以下のお支払方法をご用意しております。

口座振替 口座 指定口座からの口座振替によるお支払	コンビニ払 コンビニ コンビニエンスストア等で「払込票」によるお支払	請求書払 請求書 「請求書」による当社指定口座へのお振込	クレジットカード払 クレカ 携帯端末で二次元コードを読み取り、登録したカードでお手続	現金払 現金 契約締結時に取扱代理店へお支払
--	---	---	---	---

ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。詳細については、取扱代理店または当社へご照会ください。

保険期間が1年以下のご契約の場合

お支払方法	分割払		一括払	
	月払 ^(注1) (注2) (注3)	月払 (自動継続1年ごと) ^(注4) (注5)	一時払 ^(注6)	一時払 (自動継続1年ごと) ^(注5) (注7)
口座	○	○	○	○
コンビニ	×	×	○	×
請求書	×	×	○	×
クレカ	○	○	○	○
現金	○	×	○	×

- (注1)ご契約の保険料を12回に分割してお支払いいただく方法です。
 (注2)地震保険の保険料は**口座**、**クレカ**を選択した場合は5%割増、**現金**を選択した場合は6%割増となります。
 (注3)月払は保険期間が1年の契約に限りです。
 (注4)ご契約の保険料を毎月お支払いいただく方法です。
 (注5)1年自動継続方式をご選択された場合
 ・ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。・自動継続期間は5年までとなります。・1年ごとに更改手続を行って継続するよりも保険料が3%割引*となります(地震保険を除きます。)。・地震保険の保険料は分割払を選択した場合は5%割増となります。
 ・保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。
 ※ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。
 (注6)ご契約の保険料を一括してお支払いいただく方法です。(注7)ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。

保険期間が2～5年のご契約の場合

お支払方法	住宅安心保険 (長期年払) ^(注8) (注9)	地震保険 (自動継続1年ごと) ^(注10) (注11)	住宅安心保険 (長期一括払) ^(注9) (注12)	地震保険 (長期一括払) ^(注9) (注12)	地震保険 (自動継続1年ごと) ^(注10) (注11)
	口座	○	○	○	○
コンビニ	×	×	○ ^(注13)	○	×
請求書	×	×	○ ^(注13)	○	×
クレカ	○	○	○	○	○
現金	×	×	○	○	○

- (注8)保険期間が2～5年の場合に、ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。
 (注9)保険期間中に料率改定があった場合でも、保険期間中の保険料率の変更はありません。
 (注10)ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。
 (注11)地震保険(自動継続)については、保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。
 (注12)長期一括払をご選択された場合
 ・保険期間に対する保険料を一括でお支払いいただけます。
 ・1年ごとに更新する保険料に対して、長期係数を乗じます。これにより、1年ごとにお支払いいただくお支払方法よりも保険料が割安となります。
 (注13)地震保険をご契約の場合で「自動継続特約(地震保険用)」をセットされる場合は、次回以降地震保険自動継続保険料のお支払方法は、**口座**または**現金**となりますので、次回以降地震保険自動継続保険料のお支払方法もあわせてお選びください。

5年を超える住宅ローン等をご利用のお客さまについては、5年自動継続方式の選択も可能です。

お支払方法	住宅安心保険 (自動継続(5年ごと)長期一括払) ^(注14)	地震保険 (自動継続1年ごと) ^(注15) (注16)	地震保険 (自動継続5年ごと) ^(注15) (注17)
	口座	○ ^(注18)	○
コンビニ	×	×	×
請求書	×	×	×
クレカ	○	○	○
現金	×	×	×

- (注14)自動継続(5年ごと)長期一括払をご選択された場合
 ・ご契約の保険料を5年ごとにお支払いいただけます。・ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。
 ・保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。
 (注15)ご契約の保険料を1年ごとにお支払いいただく方法です。ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。
 (注16)地震保険(自動継続)については、保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。
 (注17)ご契約の保険料を5年ごとにお支払いいただく方法です。ご継続に際しては、保険料のお支払以外にお手続は不要です。自動継続(1年ごと)に比べ保険料が割安となります。
 (注18)ご指定の金融機関によっては、ご利用いただけない場合があります。

ご利用いただけるサービス

すまいのサポート24

24時間・365日受付

- ・住宅トラブル応急サービス「すまいのサポート24」をご利用いただけます。
- ・水まわりのトラブルや外出中にカギをなくして自宅に入れないなど、すまいと暮らしにかかわる急な「こまった」を24時間・365日サポートします。
- ・フリーダイヤルにお電話いただくだけで、修理業者の手配、30分程度の以下のサービスをご提供します。
◇給排水管の応急処置 ◇玄関・勝手口の錠 ◇エアコン・給湯器の応急処置 ◇ハチの巣駆除



「すまいのサポート24」のご利用はこちら **0120-097-365** 左記フリーダイヤル以外で手配されますと無料サービスの対象となりません。

リフォーム相談サービス

- ・ご希望やご予算に沿ったリフォームのご検討、信頼できる業者のご紹介など、リフォームの各種ご相談にお応えします。
- ・ご相談のお申込みは、お電話または専用ホームページ上で受け付けております。詳細は本欄下部に記載の当社ホームページをご参照ください。

暮らしのトラブル相談サービス

- ・近隣トラブルや税金、資産運用など提携の弁護士、税理士等が身の回りに関する法律や税務に関するご相談にお答えします。
- ・ご相談はお電話で受け付けております。詳細は本欄下部に記載の当社ホームページをご参照ください。
- ※弁護士、ファイナンシャルプランナーとのご相談は1回につき15分となります。係争中の案件や継続してのご利用はできません。

長期優良住宅の維持保全サポートサービス

- ・長期優良住宅の認定を受けられた住宅について、所管行政庁より維持保全の状況調査が行われた場合に、維持保全の計画の見直しや所管行政庁への報告等をサポートします(原則として、電子メールでのご相談およびご回答となります。)
- ・お申込みは、電子メールで受け付けております。お申込先のメールアドレスや必要な書類等、詳細は本欄下部に記載の当社ホームページをご参照ください。

医療のサポート24

- ・医療に関する様々な質問について、専門スタッフがご相談に応じ、お客さまのおからだに関わる「もしも」の時をサポートします。
- ①緊急医療相談サービス ②医療機関案内サービス
③転院・患者移送サービス ④お薬相談サービス(一部事前予約制)
⑤予約制専門医相談サービス(事前予約制) ⑥介護相談サービス
- ・ご相談はお電話で受け付けております。詳細は本欄下部に記載の当社ホームページをご参照ください。

※各サービスの注意事項やご利用方法等、詳細については、当社ホームページ(<https://www.nisshinfire.co.jp/trouble/support.html>)をご参照ください。
※各サービスの提供にあたり、お客さまの個人情報(お名前、ご住所や連絡先等)を当社提携業者に提供しますが、同情報を各サービス以外の目的に利用することは一切ありません。
※各サービスは、終了もしくは中止、または内容の変更を行う場合があります。



ご契約内容に変更が生じた場合

ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または当社までご連絡ください。

休日などでご連絡がつかないときは、日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。

ご契約内容に変更が生じた場合で、遅滞なく通知いただけないときは、保険金をお支払いできなかったり、保険契約を解除させていただきます。必ず当社までご連絡ください。

保険の対象である建物または家財を収容する建物の用法を変更した場合、ご契約を継続できないことがあります。

- (例)・専用住宅から専用事務所に変更する場合
・併用住宅(事務所兼住宅・店舗兼住宅等)から、専用事務所や専用店舗に変更する場合
・保険の対象である建物が空家となる場合 など

このとき、ご契約を解約いただくか、当社からご契約を解除します。また、当社の取り扱う他の商品でお引き受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

日新火災テレフォンサービスセンター フリーダイヤル **0120-156-932** までお電話を!

【受付時間：9:00～18:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日)】

事故が発生した場合

日新火災事故受付センターでは、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。全国の拠点に駐在する当社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

◎事故受付は、日新火災事故受付センター

日新火災事故受付センター フリーダイヤル **0120-232-233** までお電話を!

24時間・365日受付

！ご注意

住宅修理サービスなどのトラブルにご注意ください!

「保険が使える」などと勧誘する業者とのトラブルが増加しています。すぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店または当社にご相談ください。トラブルがあった場合には、消費者ホットライン(188番)にご相談ください。詳細は、日本損害保険協会ホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



告知義務・通知義務等

告知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約締結時に、当社が告知を求めた事項(告知事項)を正しくお申し出いただく義務(告知義務)があります。申込書等に記載された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】申込書等に★(告知事項)または☆(告知事項かつ通知事項)が付いた下記の項目です。

★	保険の対象を同一とする他の保険契約や共済契約の有無
☆	保険の対象の所在地、構造、用法、建築年月、職作業、保険の対象の範囲、面積、総戸室数、店舗戸室数

※ご契約内容により告知事項は異なりますので、申込書等でご確認ください。

通知義務等

- ご契約者または被保険者には、申込書・保険証券等に☆が付いた項目(告知事項かつ通知事項)に変更が生じた場合に、遅滞なく当社にお申し出いただく義務(通知義務)があります。ご契約締結後、通知事項に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。遅滞なくご通知いただけなかったときは、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。※ご契約内容により通知事項は異なりますので、申込書等でご確認ください。通知事項の一覧は上記「告知義務」欄をご確認ください。
- ご契約者の連絡先・住所などの変更をした場合も、遅滞なく取扱代理店または当社へご通知ください。ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせをご案内できないことがあります。
- 以下のご契約内容の変更にあたっては、あらかじめ取扱代理店または当社へご通知ください。
 - ・保険の対象である建物の増改築や一部取りこわしによって建物の価額が増加または減少する場合^(注1)
 - ・保険の対象である建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合^(注2) など
 (注1)ご通知いただけなかったときは、十分な保険金をお支払いできないことがあります。
 (注2)当社が承認する前に保険の対象を譲渡された場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効^(注3)します。
 (注3)保険契約の全部または一部の効力が、保険契約締結後に失われることをいいます。

事故が発生した場合

事故のご通知

事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 など

先取特権

個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約または建物管理賠償責任補償特約の事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかわる損害賠償請求権者(被害者)は、保険金が優先的に支払われる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

※個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約または建物管理賠償責任補償特約に関する事故の場合、損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、必ず当社に連絡し承認を得てください。当社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の請求の全部または一部を承認された場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引かせていただくことがありますので十分ご注意ください。

保険金の請求および保険金のお支払時期

保険金の請求に必要な書類等

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち当社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、当社より改めて提出が必要な書類等をご案内します。

- ①保険金請求書
②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類
③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類
⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 など

保険金をお支払いする時期

当社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

保険金をお支払いした後のご契約

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額(保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。)の80%を超えた場合は、ご契約は損害発生時に終了します。地震保険において、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、地震保険契約は損害発生時に終了します。

「住宅安心保険」の主な補償内容

保険金の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害
<p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発</p> <p>④風災^(注1)・雹災・雪災^(注2) (注1) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注2) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入、凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。</p> <p>自己負担額を0円で設定した場合でも、保険の対象に築15年以上の建物または建築年不明の建物を含む場合、「免責金額変更特約(風災・雹(ひょう)災・雪災危険用・5万円)」が自動でセットされ、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。</p> <p>⑤水災 ●水災(台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)により、損害額が新価額の30%以上となった場合 ●水災により、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物について床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象が損害を受けた場合</p> <p>⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触</p> <p>⑦騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為</p> <p>⑧次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水^(注3)による水ぬれ ア. 給排水設備に生じた事故 イ. 被保険者以外の方が占有する戸室で生じた事故 ※給排水設備自体に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注3) 水が溢れることをいいます。</p> <p>自己負担額を0円で設定した場合でも、保険の対象に建物を含む場合、「免責金額変更特約(水漏れ危険用・5万円)」が自動でセットされ、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。</p> <p>⑨盗難による盗取、損傷または汚損 ※警察への届出が必要です。</p> <p>⑩通貨・預貯金証書の盗難 (保険証券記載の建物内における通貨・預貯金証書の盗難)(家財を保険の対象とした場合) ※警察への届出が必要です。</p> <p>⑪破損・汚損等 (①～⑩以外の不測かつ突発的な事故) 自己負担額を0円で設定した場合でも、自己負担額は保険の対象ごとに5万円となります。</p>	<p>①～⑨、⑪の事故の場合、損害の額^(注4)から保険証券記載の自己負担額(免責金額)を差し引いた額(保険の対象ごとの保険金額^(注5)が限度)</p> <p>●⑨の事故の場合において、保険の対象が高額貴金属等のときは、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円が限度となります。</p> <p>●⑪の事故の場合において、保険の対象が家財(高額貴金属等を含みます。)*のときは、1回の事故につき、1個または1組ごとに30万円が限度となります。</p> <p>(注4) 損害の額は、建物、家財は新価額、高額貴金属等は時価額を基準とする修理費により算出します。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いた額とします。</p> <p>(注5) 高額貴金属等の保険金額は、特にご指定がない場合は100万円となります。500万円または1,000万円に増額して設定することも可能です。</p> <p>⑩損害の額 (1回の事故につき、1敷地内ごとに通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)</p>	<p>保険金をお支払いできない主な場合・損害</p> <p>a. 契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>b. 保険の対象である家財が敷地外にある間に生じた盗難</p> <p>c. 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動</p> <p>d. 地震、噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>e. 核燃料物質等に起因する事故</p> <p>f. 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害</p> <p>g. 次のいずれかに該当する損害 (a) 保険の対象の欠陥 (b) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 (c) ねずみ食い、虫食い等</p> <p>h. 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>i. 保険料領収前に生じた事故(団体扱・集団扱特約や初回保険料の払込みに関する特約など保険料の領収について特段の定めがある場合を除きます。)</p> <p>j. 差押え、収用、没収等または公共団体の公権力の行使により生じた損害(⑪破損・汚損等の場合)</p> <p>k. 土地の沈下、隆起、移動、振動等による損害(⑪破損・汚損等の場合)</p> <p>l. 義歯・義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物について生じた損害(⑪破損・汚損等の場合)</p> <p>m. 動物および植物について生じた損害(⑪破損・汚損等の場合) など</p> <p>※上記a.からm.は、「費用保険金」についても同様にお支払いできません。</p> <p>【保険の対象とならない家財】 ●自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)*およびその付属品(自動車の鍵を含みます。) ●通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物 など ※ただし、⑩通貨・預貯金証書の盗難は補償の対象となります。</p> <p>失火見舞費用保険金は、第三者の所有物で被保険者以外の方が占有する部分からの火災、破裂もしくは爆発による損害、または第三者の所有物に対する煙損害・臭気付着の損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
<p>臨時費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により損害保険金をお支払いする場合</p> <p>残存物取片づけ費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により損害保険金をお支払いする場合で、残存物取片づけ費用を要するとき。</p> <p>失火見舞費用保険金 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発により第三者の所有物に滅失、損傷または汚損の損害が生じた場合</p> <p>修理付帯費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により保険の対象に損害が生じた場合で、当社の承認を得て必要かつ有益な原因調査費用、仮修理費用等を支出したとき。</p> <p>特別費用保険金 上記①～⑨、⑪の事故により損害保険金の支払額が保険金額の80%を超え、保険契約が終了する場合</p> <p>損害防止費用 上記①～③の事故による損害の発生または拡大防止のために必要または有益な費用を支出した場合(消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用、消火活動に使用したために損傷した物の修理費用または再取得費用等)</p>	<p>損害保険金の10% (1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度)</p> <p>残存物取片づけに要する費用 (損害保険金に相当する額が限度)</p> <p>被災世帯数×20万円 (1回の事故につき、保険金額の20%が限度)</p> <p>実際に支出した費用 (1回の事故につき、損害保険金に相当する額または100万円のいずれか高い額が限度)</p> <p>損害保険金の10% (1回の事故につき、200万円が限度)</p> <p>実際に支出した費用</p>	<p>次(ア)イ、共通></p> <p>●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意</p> <p>●地震、噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>●被保険者および被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など</p> <p><ア. 個人賠償責任></p> <p>●航空機、船舶、車両または銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など</p> <p><イ. 保管物賠償責任></p> <p>●偶然な外来の事故に直接起因しない保管物の電気的・機械的事故</p> <p>●保管物の自然の消耗、劣化、変質、虫食い等による損害</p> <p>●被保険者に引き渡される以前から保管物に存在した欠陥</p> <p>●保管物が被保険者以外に転貸されている間の損害 など</p> <p>※1回の事故で被保険者が複数となる場合、上記の内容は被保険者ごとに適用します。ただし、支払限度額は被保険者ごとには適用せず、1回の事故につき、設定された支払限度額が適用されます。</p> <p>【当社が代行業務をできない場合】 ●1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任額の総額が保険証券記載の支払限度額を明らかに超える場合または免責金額以下となる場合 ●損害賠償請求権者が当社と直接交渉することに同意いただけない場合 ●当社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合 ●損害賠償請求権者またはその代理人が国外に所在している場合</p>

基本的な補償 [損害保険金]

基本的な補償 [費用保険金等]

特約の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害
<p>日本国内外で発生した偶然な事故により被保険者^(注1)がア. またはイ. の損害賠償責任を負った場合 (注1) 被保険者の範囲は以下のとおりです。 ●保険証券記載の本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚^(注2)の子 など 個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)の場合、次の被保険者の方を包括してお引受けします。 ●居住用戸室に居住している方 ●居住用戸室に居住している方の配偶者 ●居住用戸室に居住している方またはその配偶者の別居の未婚^(注2)の子 ●居住用戸室を所有、使用または管理している方で、居住用戸室に居住していない方。ただし、この方の日常生活における偶然な事故に起因する賠償事故に関しては、補償の対象となりません。 (注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます</p> <p>ア. 個人賠償責任 日常生活における偶然な事故または住宅(包括契約においては居住用戸室(事務所を含みます。))の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり他人の財物(他人からの借用物を除きます。)*を損壊したことまたは線路等への立ち入り等により電車等を運行不能にさせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>イ. 保管物賠償責任 他人からの借用財物が損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>【ご注意】以下の借用財物についての損害賠償責任は対象となりません。通貨・預貯金証書・有価証券・切手、貴金属・宝石・書画・骨董、自動車・原動機付自転車・船舶、所定の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具、動物・植物等の生物、建物など</p> <p>保管物賠償責任に関する補償を対象外とすることができます。この場合、「保管物賠償責任補償対象外特約」をセットいただけます。</p> <p>賠償事故の解決に関する特約【特約の概要】 個人賠償責任総合補償特約、個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約または建物管理賠償責任補償特約をお申込みいただく自動的にセットされる特約です。上記の特約により補償の対象となる損害賠償責任のうち、日本国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)*について行う折衝、示談または調停もしくは訴訟、弁護士を選任等の手続について、当社が協力または被保険者の同意を得て代行します。なお、話し合いでの解決が困難な場合等、当社が必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。</p> <p>●保管物賠償責任に関する補償を対象外とした場合、保管物賠償責任についてこの特約は適用されません。 ●借家人賠償責任・修理費用総合補償特約の修理費用についてこの特約は適用されません。</p>	<p>ア. 損害賠償金の額 ア. 個人賠償責任: 1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度。ご契約時に3,000万円・5,000万円・1億円のいずれかを設定いただけます。 イ. 保管物賠償責任: 1回の事故につき、10万円が限度。自己負担額5,000円 b. 損害賠償責任の解決について、当社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用 (a. の額とは別にお支払いします。)</p>	<p>個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)</p> <p>賠償責任に関する特約</p> <p>類焼損害補償特約</p> <p>損害の額^(注3)—類焼の補償対象物にかかる他の保険契約等による保険金の支払責任額の合計額 (保険期間^(注4)を通じて1億円が限度) (注3) 損害の額は、新価額を基準とする修理費により算出します。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いた額とします。 (注4) 保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと</p> <p>【ご注意】 類焼先が複数ある場合でも、お支払いする保険金の合計は1億円が限度となります。</p>
<p>次の物から発生した火災、破裂または爆発で第三者の世帯に損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)*を与えた場合。ただし、別の物件から類焼してきた火災、破裂または爆発は除きます。</p> <p>●保険の対象である建物 ●保険の対象である建物に収容される動産 ●保険の対象である家財を収容する保険証券記載の建物 ●保険の対象である家財を収容する保険証券記載の建物に収容される動産</p> <p>【類焼の補償対象物となる物】 補償の対象となる損害を受けた第三者の方が実際に生活を営んでいる住宅および家財</p> <p>【ご注意】 この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知ない類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。したがって、事故の際にご契約者または被保険者におかれましては、当社へ類焼損害の発生をご通知いただくとともに、類焼損害が及んだ隣家の方へこの保険契約の内容をお伝えいただくなどのお手続が必要となります。</p>	<p>損害の額^(注3)—類焼の補償対象物にかかる他の保険契約等による保険金の支払責任額の合計額 (保険期間^(注4)を通じて1億円が限度) (注3) 損害の額は、新価額を基準とする修理費により算出します。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いた額とします。 (注4) 保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと</p> <p>【ご注意】 類焼先が複数ある場合でも、お支払いする保険金の合計は1億円が限度となります。</p>	<p>●ご契約者、被保険者または被保険者の同居の親族またはこれらの方の法定代理人の故意</p> <p>●類焼補償被保険者(類焼を受けた方)またはその法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害</p> <p>●類焼補償被保険者でない方が保険金を受け取る場合においては、その方またはその方の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害(他の方が受け取るべき金額については除きます。)</p> <p>●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 など</p> <p>【類焼の補償対象物とならない物】 ●保険の対象である建物や家財 ●被保険者またはその方の同居の親族の所有する建物、家財 ●建設中または取りこわし中の建物、国・地方公共団体等の所有する建物 ●自動車(自動三輪車および自動二輪車等を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)*およびその付属品(自動車の鍵を含みます。) ●通貨、印紙、切手、電子マネー、有価証券、預貯金証書その他これらに類する物 ●貴金属・宝石や書画・骨董・彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ●動物、植物 ●商品、製品、原材料、営業用什器・備品その他これらに類する物 など</p>

	特約の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害
賠償責任に関する特約	借家人賠償責任 日本国内に所在する保険証券記載の借戸室(建物全体を借用している場合は建物全体をいいます。)が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突発的な事故によって滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき。	a.損害賠償金の額 (1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額が限度) b.損害賠償責任の解決について、当社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用 (a.の額とは別にお支払いします。)	<借家人賠償責任・修理費用共通> ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●借戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損であって、借戸室の機能に直接関係のない損害 など <借家人賠償責任> ●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など <修理費用> ●ご契約者、被保険者、借戸室の貸主またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 など
	修理費用 不測かつ突発的な事故によって日本国内に所在する保険証券記載の借戸室に生じた損害につき、被保険者がその貸主との契約に基づき、もしくは防犯等の観点から緊急的に、自己の費用で現実に修理を行った場合 ●借家人賠償責任の保険金が支払われる場合を除きます。 ●壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部および玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等のうち借戸室居住者の共同の利用に供せられるものの修理費用を除きます。	実際に要した修理費用 (1回の事故につき、300万円が限度)	
	賠償事故の解決に関する特約【特約の概要】 概要は、個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)に記載の賠償事故の解決に関する特約【特約の概要】をご参照ください。		
建物管理賠償責任補償特約	次のいずれかに該当する事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合 ●保険証券記載のマンション、アパートなどの施設(注1)の欠陥等に起因する偶然な事故 ●保険証券記載のマンション、アパートなどの施設(注1)の賃貸または管理およびこれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故 (注1)この特約においては、敷地内の擁壁および土地の崩落を防止するための構造物ならびに庭木を含みます。	a.損害賠償金の額 (1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額(注2)が限度) (注2)ご契約時に3,000万円・5,000万円・1億円・3億円・5億円のいずれかを設定いただけます。 b.損害賠償責任の解決について、当社の同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解等に要した費用 (a.の額とは別にお支払いします。)	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●被保険者と第三者との間で特別な約定により加重された損害賠償責任 ●施設の損壊について、その施設につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ●汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任 ●建物外部から内部への風、雨、雪、雹、砂塵、その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのももの漏入による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ●施設の修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任 ●航空機、自動車または施設外の船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
	賠償事故の解決に関する特約【特約の概要】 概要は、個人賠償責任総合補償特約または個人賠償責任総合補償特約(包括契約用)に記載の賠償事故の解決に関する特約【特約の概要】をご参照ください。		
持ち出し家財補償特約	保険証券記載の建物の敷地内から一時的に持ち出した(国内・海外を問いません。)家財に生じた前記①～④、⑥～⑧、⑩の事故により損害が発生した場合	損害の額(注3)－自己負担額(3,000円) (保険期間(注4)を通じて30万円が限度) (注3)損害の額は、家財は新価額、高額貴金属等は時価額を基準とする修理費により算出します。修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額を差し引いた額とします。 (注4)保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 など 【持ち出し家財補償特約の保険の対象とならないもの】 ●携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等の移動体通信端末機器および携帯式電子機器ならびにこれらの付属品 ●無人で地上・地中または水上・水中を運行する機械、ラジオコントロール模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品 ●自転車、原動機付自転車(総排気量が125cc以下のものをいいます。) ●義歯・義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ●動物および植物 など
	保険証券記載の建物の敷地内から一時的に持ち出した(国内・海外を問いません。)通貨または預貯金証書の盗難により損害が発生した場合	損害の額 (保険期間(注4)を通じて、通貨の盗難の場合は10万円、預貯金証書の盗難の場合は30万円が限度)	
家賃損失補償特約	前記①～⑩(オプションで補償対象外とされたものは除きます。)の事故により保険金をお支払いする場合に家賃の損失が生じたとき。	復旧期間内に生じた損失の額 (損害が生じた時における保険の対象の家賃月額にあらかじめ約定した復旧期間の月数を乗じた額が限度) あらかじめ約定した復旧期間とは 保険の対象が損害を受けた時から、それを遅滞なく罹災前の状態に復旧するまでの期間をいいます。3か月から12か月の整数月をお選びいただけます。	※「損害保険金<保険金をお支払いできない主な場合・損害>」と同様です。 【家賃に含まないもの】 ●水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ●権利金、礼金、敷金その他の一時金 ●賄料

	特約の種類・保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合・損害
費用に関する特約	仮すまい費用補償特約 前記①～⑩の事故により、次のいずれかの状態となった場合 ●保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が半損(注1)以上または所定の事由が生じ、住宅としての機能を著しく欠く状態となった場合 ●事業者が占有する供給設備が停止したことにより、電気・ガス・水道が12時間以上継続してストップした場合 ●管理組合が所有する電気設備・給排水衛生設備・ガス配管設備が故障し、電気・ガス・水道が12時間以上継続してストップした場合(注1)その建物の損害の額がその建物の新価額の20%以上となった場合をいいます。	実際に負担する賃借・宿泊費用、移転費用、ペット(注2)専用施設の利用費用(a.とb.の合計金額について、1回の事故につき100万円が限度) a.賃借・宿泊費用および移転費用 実際に負担した額 (1回の事故につき、対象人数×1万円×支払対象日数が限度) b.ペット(注2)専用施設の利用費用 実際に負担した額 (1回の事故につき、5,000円×支払対象日数が限度) (注2)愛玩または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●地震、噴火またはこれらによる津波による損害 ●核燃料物質等に起因する事故 ●保険の対象の欠陥によって生じた損害 など
	「自動セット」地震火災費用補償特約 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、以下の損害が生じた場合 ●保険の対象である建物が半焼以上(注3)となった場合 ●保険の対象である家財が全焼(注4)となった場合または家財を収容する建物が半焼以上(注3)となった場合 (注3)建物の主要構造部の火災による損害額が新価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積の割合がその建物の延床面積の20%以上となった場合をいいます。 (注4)家財の火災による損害額が新価額の80%以上となった場合をいいます。ただし、この場合の家財に高額貴金属等は含みません。	保険金額(注5)の5% (1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円が限度) (注5)保険金額が新価額を超える場合は、新価額とします。	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ●戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質等に起因する事故 など
その他の特約	被害事故弁護士費用等補償特約 日本国内において、被保険者(注6)が不測かつ突発的な事故により、身体に障害を被ったり、保険の対象である建物または家財が損壊を被ったりした場合で、被保険者(注6)またはその法定相続人が弁護士費用または法律相談費用を負担したとき。 (注6)被保険者の範囲は以下のとおりです。 ●保険証券記載の本人 ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚(注7)の子(注7)これまでに婚姻歴がないことをいいます。	実際に要した弁護士費用または法律相談費用 (保険期間(注8)を通じて300万円が限度)。 (注8)保険期間が1年を超える契約については保険年度ごと	●ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●被保険者が航空機、船舶・車両に搭乗中に生じた事故 ●被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ●被保険者相互間の事故 ●保険の対象の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 など
	特約の種類・特約の概要		
自動的に適用される特約	指定工務店特約(住宅安心保険用) 保険の対象である建物に事故が発生したときに、当社が指定する工務店(以下「指定工務店」といいます。)が修理することをお約束いただくことで建物の保険料が3%割引となる特約です。 ●ご契約条件によっては、保険料が割引とならない場合や、割引率が異なる場合があります。 ●地震保険には割引は適用されません。 ●指定工務店以外の修理業者が建物の修理を行った場合は、お支払いする保険金が3%削減されることがあります。ただし、以下の場合を除きます。 ・大規模自然災害や緊急対応のため当社が指定工務店をご案内できないとき等、やむを得ない事情がある場合 ・損害の状況により保険金を定率払でお支払いする場合(地震火災費用補償特約により保険金をお支払いする場合)		
	建物の復旧に関する特約(住宅安心保険用) 保険の対象である建物に事故が発生した場合は、事故が発生した日の翌日から起算して3年以内に建物を復旧したとき、または建物を復旧することをお約束いただいたときに保険金をお支払いする特約です。 ※建物の復旧をお約束いただき保険金をお支払いした後、上記の期限内に復旧を行わなかった場合は、保険金を返還いただく場合があります。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。	植物特約<家財を保険の対象とした場合> 住宅安心保険によって補償される事故であっても、保険の対象である鑑賞用植物が、損害発生後その日を含めて7日以内に枯死した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。	同居人が居住する場合の被保険者に関する特約 被保険者が所有する家財だけでなく、保険証券記載の建物の敷地内に収容されている同居人(注)が所有する家財も補償します。 持ち出し家財補償特約、個人賠償責任総合補償特約、借家人賠償責任・修理費用総合補償特約、被害事故弁護士費用等補償特約をセットした場合も同居人(注)を補償します。 (注)保険証券記載の被保険者と同居する方をいい、保険証券記載の建物の賃貸借契約における借主または同居人に該当する方に限ります。 ※借家人賠償責任・修理費用総合補償特約をセットした場合に自動的にセットされます。
	先物契約特約 保険期間が始まる前にご契約された場合、火災保険、地震保険のいずれも保険期間開始の時に使用されている保険料率を適用します。	代位求償権不行使特約 保険金の支払によって被保険者が借家人(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する方をいい、転賃人・転借人を含みます。) ※借家人賠償責任・修理費用総合補償特約をセットした場合に自動的に適用されます。	動物特約<家財を保険の対象とした場合> 住宅安心保険によって補償される事故であっても、保険の対象である動物が、収容される保険証券記載の建物または工作物内で損害を受け、損害発生後その日を含めて7日以内に死亡した場合にのみ保険金をお支払いする特約です。
		地価保証特約 地震保険普通保険約款で定められた保険料の返還または請求に関する規定を、住宅安心保険普通保険約款と整合をはかるために読み替える特約です。 ※地震保険をセットした場合に自動的にセットされます。	

契約者……………当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方

高価貴金属等……………家財のうち貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書など

告知義務……………保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として申告を求めた事項にご回答いただく義務

戸室……………1世帯の生活単位として仕切られた建物の区分

残存物取片づけ費用……………損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用

時価額……………損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、新価額から使用による消耗分を差し引いた金額

敷地内……………特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることがなく、これを連続した土地とみなします。

自己負担額(免責金額)……………ご契約いただいた保険・オプション(特約)で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額

新価額……………損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額

通知義務……………保険契約の締結後に、当社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務

盗難……………強盗、窃盗またはこれらの未遂

特約……………オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたもの

破裂または爆発……………気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象

被保険者……………保険契約の補償を受けられる方

保険期間……………保険のご契約期間

保険金……………普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、当社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭

保険金額……………当社がお支払いする保険金の限度額

保険年度……………初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

保険の対象……………保険事故によって損害が発生する可能性のある保険契約の対象物(建物や家財等)

保険料……………保険契約に基づいて、保険契約者が当社に払い込むべき金銭

床上浸水……………居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

預貯金証書……………預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

すまいのリスクマップ

でご自宅周辺の水災・地震リスクを確認!

二次元コードを読み取り、お住まいの住所を入力するだけで、ご自宅周辺の水災・地震リスクを確認できます。

<https://nisshinfire-hazard-map.jp/>



水害は全国各地でも起こる可能性があります。近年、集中豪雨による河川の氾濫や土砂崩れだけでなく、都市部での内水氾濫*による被害が増加しています。想定外の水災による損害が生じたときでも、早期に生活再建ができるよう、最適な補償条件をご検討ください。

*集中豪雨による雨が河川等へ排水しきれなくなり、下水道管や水路などから水があふれることをいいます。



インターネット約款のご案内 約款はインターネットを通じてご提供します。

ペーパーレス化で、地球にやさしい!

インターネット約款

<https://www.net-yakkan.com/>



*インターネット環境がないお客さまなどのために、紙約款も用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または当社にお問合せください。
*インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の保険証券をお届けします。

※このパンフレットは「住宅安心保険」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会ください。また、特にご注意ください事項を、契約申込書および重要事項説明書等に記載しておりますので、ご契約の前に必ずご確認ください。

※当社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

※保険料は、保険金額、自己負担額(免責金額)、保険期間、保険の対象の所在地・面積・構造・用法・範囲・建築年月等によって決まります。水災補償の保険料は、保険の対象の所在地の水災リスクに応じた水災等地(保険料の最も安い「1等地」から最も高い「5等地」までの5つの区分)によって決まります。実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。

※保険料をお支払の際は、当社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(お支払い方法によっては領収証の発行を省略することがあります)。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが当社にご照会ください。

※保険期間が1年を超えるご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

※取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、当社と直接契約されたものとなります。

※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細については、取扱代理店または当社にご照会いただくかご契約のしおりをご参照ください。

※保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。

※住宅安心保険の他に、自由設計型火災保険の「お家ドクター火災保険」のご用意もあります。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

☎ 0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

☎ 0120-156-932

9:00~18:00(平日)
9:00~17:00(土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。